

平成 25 年 10 月 28 日

各 部 局 長  
教 育 次 長  
消 防 長  
会 計 管 理 者  
各 支 所 長  
各 課 長  
各 室 長

様

安芸高田市長 浜 田 一 義

(企画振興部)

### 平成 26 年度予算編成方針について (通知)

このことについて、安芸高田市財務規則第 4 条の規定に基づき、平成 26 年度予算編成方針を定めたので通知します。

各部局においては、本方針に基づき、予算見積書等関係書類を調整し、下記期限までに提出してください。

《提出期限》 平成 25 年 11 月 29 日 (金)

## 《目 次》

●平成 26 年度予算編成基本方針	1
●財政健全化のための取組み	2
●予算要求にあたっての留意事項	6
1. 一般事項(予算要求基準等)	6
2. 歳入に関する事	7
3. 歳出に関する事	8
4. 特別会計に関する事	10
5. 提出書類に関する事	11

## ●平成 26 年度予算編成基本方針

平成 25 年 10 月

我が国の経済は、輸出が持ち直し、国による各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されている一方で、来年 4 月からの消費税率引き上げや、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていることが懸念されており、依然として予断を許さない状況にあります。

本市においては、平成 24 年度決算において、地方税が 5 年ぶりに増収に転じたものの、平成 26 年度から普通交付税の合併特例加算措置の段階的減額が始まり、行財政運営は極めて厳しいものとなります。さらに、少子高齢化と人口減少が急速に進行すると推計されており、市財政への影響だけでなく、地域活力の維持も大きな課題となっています。

これまで、“人・輝く安芸高田市”を目指し、自助・共助を柱にした「市民総ヘルパー構想」や、神楽や特産品開発等による地域活力の維持向上を柱にした「未来創造事業」などにより、「住民と行政の協働のまちづくり」を推進してきたところです。

こうした中、平成 25 年度に行った財政推計では、平成 28 年度以降の収支バランスがマイナスとなる見込みとなりました。今後、持続可能な行財政運営を行うためには、平成 22 年度から取り組んでいる第 2 次行政改革推進実施計画をさらに推進していかなくてはなりません。

職員一人ひとりが事務事業の抜本的な見直しを行い、財政健全化のためのアクションプランを着実に推進する必要があります。

このため、平成 26 年度予算編成においては、中長期的な視点に立ち、引き続き行政改革を推進し、個々の事業について不断の見直しを行い、市民のニーズに沿った、市民満足度を高める施策を行うための財政基盤を確保することを基本方針とします。

## ●財政健全化のための取組み

平成 26 年度から普通交付税の合併特例加算の減額が始まるのを前に平成 25 年 9 月に行った財政推計によれば、平成 27 年度までの収支はプラスとなるものの平成 28 年度以降の収支はマイナスとなる見込みで、平成 26 年度から平成 31 年度までの合計の収支は約 35 億円のマイナスになる予想です。持続可能な財政運営を行うためには、収支がプラスである今のうちに、歳入・歳出両面から財政健全化のための取組みをさらに進める必要があります。

については、平成 22 年度から取り組んでいる「第 2 次安芸高田市行政改革」からさらに踏み込んで進める必要があり、平成 26 年度当初予算から順次織込んでいきます。

### (1) 平成 25 年 9 月実施財政推計

市の人口減、普通交付税の合併特例加算の減を反映し、「安芸高田市総合計画 2005」の平成 25 年度実施計画中の事業を実施するとしたとき、平成 26 年度から平成 31 年度までの財政推計の収支を合計すると、34 億 85 百万円のマイナスとなりました。

(単位：百万円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H26~H31 収支合計
歳入計	20,394	20,053	18,350	17,305	17,030	16,077	
歳出計	20,079	20,014	18,698	18,273	18,040	17,590	
<b>収支</b>	<b>315</b>	<b>39</b>	<b>▲348</b>	<b>▲968</b>	<b>▲1,010</b>	<b>▲1,513</b>	<b>▲3,485</b>

### (2) 財政健全化のための取組み

財政推計の作業を行う中で、各部局から提案のあった財政健全化のためのアクションプランを参考に、平成 26 年度から平成 31 年度までの収支合計がゼロになるよう、「第 2 次安芸高田市行政改革」で取り組んでいる項目に関連させて目標値を設定しました。

(単位：百万円)

区分	項目	金額
1. 総人件費の抑制	・ 第3次定員適正化計画の早期達成 等	560
2. 内部管理経費の削減	(1) 施設の統合・廃止等適切な配置	1,177
	(2) 内部管理事務の取りやめ・回数の削減・実施範囲の制限	
	(3) 内部管理事務の実施方法の見直し	
	(4) 備品・事務機器の効率的な活用	
	(5) 消耗品費・需用費の抑制	
3. 事務事業の見直し	(1) 事務事業の重点化・選択と集中	1,033
	(2) 補助金の整理・合理化	
4. 公営企業・特別会計の経営健全化	・ 上下水道の使用料の適正化	332
5. 公債費の抑制	・ 起債の繰上償還の実施	334
6. 受益者負担の見直し	・ 施設使用料等の受益者負担の見直し	30
7. その他歳入の確保	・ 市営住宅跡地売却 等	19
<b>合 計</b>		<b>3,485</b>

上記の目標値をフォローするため、次のように取組みを行います。

#### ①重要な事業の方向性の検討の実施

今後の市の財政運営に大きく影響を与える項目について、担当部局と市長・副市長、財政担当課が話し合い、方向性を検討する。

<対象事業>

- ・ 支所庁舎の改築・移設について（総務部）
- ・ 市の施設の統合・廃止等、施設の配置の適正化について（総務部）
- ・ 保育所の適正配置と幼保一元化について（福祉保健部）
- ・ 観光施設等の今後のあり方について（産業振興部）
- ・ 道の駅建設事業について（建設部）
- ・ 簡易水道事業の水道事業への統合について（建設部）
- ・ 下水道事業の公営企業化について（建設部）
- ・ 学校規模適正化について（教育委員会）

\*11月6日(水)、11日(月)の「重点事業事前協議(オータムミーティング)」の際に実施する。詳細については、別途連絡。

## ②複数年で行う財政健全化のためのアクションプランのフォロー

複数年にわたって全市で取り組む必要のあるアクションプランについて、「第2次安芸高田市行政改革実施計画」の中で進捗を管理する。

＜第2次安芸高田市行政改革実施計画で進捗を管理＞

項目	基本方針等
○総人件費の抑制	第3次定員適正化計画を着実に推進し、組織の見直しを含めた検討を行い、総人件費を抑制
○団体補助金の整理・合理化	補助を行う必要性、補助率・補助対象の妥当性について改めて検討を行い、H25年度予算比15%減
○施策上の補助金の整理・合理化	補助を行う必要性、補助率・補助対象の妥当性について改めて検討を行い、H25年度予算比15%減
○市の施設使用料、利用料・手数料等の受益者負担の適正化（減免制度の見直しを含む。）	近隣市町の状況、施設等の利用状況、実施に係るコストを把握し、消費税率の見直しによる影響も踏まえて適正な額を設定
○市の施設の統合・廃止等施設配置の適正化	施設の管理経費を、H25年度予算比30%減
○支所庁舎の改築・移設について	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>オータムミーティングで決定した方針に沿って進捗を管理</p> </div>
○保育所の適正配置と幼保一元化	
○学校規模適正化	
○第3セクター施設等観光施設の今後のあり方について	
○簡易水道事業の水道事業への統合について	
○下水道事業の公営企業化について	

\*詳細については、別途連絡

## ③単年で部局ごとに行う財政健全化のためのアクションプランの反映

部局ごとに行う財政健全化のためのアクションプランについては、各年度の当初予算に反映する。

\*財政推計の作業を行う中で各部局から提案のあった財政健全化のためのアクションプランは、別途連絡する。

以上のように、長期的に全市で取り組むべきアクションプラン、単年で部局ごとに行うアクションプランとも、着実に各年度の予算に反映し、財政健全化のための取組みを進めます。

平成 26 年度当初予算の具体的な予算要求の方法は、次ページ以降のとおりです。

## ●予算要求にあたっての留意事項

### 1. 一般事項

#### (1) 予算要求基準

市民ニーズ、費用対効果、市民満足度、行政関与の必要性の観点から、慣例にとらわれることなく見直しを行い、財政健全化のためのアクションプランのうち実現可能なものを織り込み、予算要求基準の範囲内に抑えて要求すること。

#### 【予算要求基準】

経費区分		要求基準額 (一般財源ベース)	
法的 負担 経費	1 法令等に基づく義務経費 ※国の法令等により支出が義務づけられた経費	H24 決算額、H25 決算見込額を踏ま えた所要見込額	
経常的 経費	2 職員給与費 ※議員報酬、行政委員会給与・報酬、共済費及び退職手当を含む	所要見込額	
	3 公債費	所要見込額	
政 策 的 経 費	4 重点事業費 ※市長が重点的に取り組むべきと認めた事業	市長が別に定める 額	
	5 準義務的経費等 ※準義務的補助金（単市福祉医療公費負担等）	所要見込額	
	投資的 経費	6 建設事業費 ※総合計画実施計画に計上された事業	所要見込額
		7 建設事業費 ※総合計画実施計画に計上された事業以外	原則として予算要 求を認めない
		8 維持修繕費 ※総合計画実施計画に計上された事業	所要見込額
		9 維持修繕費 ※総合計画実施計画に計上された事業以外	H25 当初予算額 の範囲内
	施設管理 経費	10 施設管理経費（枠外） ※長期継続契約に基づく業務、保守委託料及び指定管理 者への委託料等（契約更新時のものは除く）、法定点検 委託料、保険料、下水道負担金	所要見込額
		11 施設管理経費（枠内） ※上記以外の施設管理費	H25 当初予算額 の95%の範囲内
	その他 一般事業 費	12 一般事業費（枠外） ※出向職員の給与負担、非常勤嘱託員等の人件費（審議会 等の委員報酬は除く）、情報システム運営費（契約更新時 のものは除く機器リース・保守料）、公用車の車検法定経 費、任意保険料及び不動産借上料（会場借上料は除く）、 特別会計繰出金（利子支払手数料・公債費等）	所要見込額
		13 一般事業費（枠内） ※上記以外の一般事業費	H25 当初予算額 の95%の範囲内



## **(2) 予算編成事務**

枠配分方式を継続する。部長、課長及び経営管理担当を中心に議論を深め、徹底した事業の精査を行うこと。重点事業への優先配分や枠配分は、部局内で調整すること。

新規事業の予算化は、事業目的や効果、後年度負担を厳しく見極め、既存事業の見直しにより財源を確保すること。

## **(3) 消費税率変更の取扱**

平成 26 年 4 月から消費税率が 5%から 8%に引き上げられることに伴い、予算要求に反映させること。

\* 基本的な考え方は次のとおり。

- ・ 歳出：これまで 5%で計算していた消費税の額を 8%で計算した額として計上する。
- ・ 歳入：見直しの方針については、別途連絡する。

\* すでに行っている債務負担行為、長期継続契約、指定管理の包括協定など、平成 26 年 4 月以降に影響を及ぼす長期にわたる契約等の取扱いについては、別途連絡する。

## **(4) 行政評価に基づく事務事業の改善**

行政評価で実施している PDCA マネジメントサイクルを組み入れ、継続的改善を予算要求に反映させること。

## **(5) 第 2 次行政改革推進実施計画の着実な実施**

平成 21 年 8 月に策定した第 2 次安芸高田市行政改革大綱に基づく、第 2 次行政改革推進実施計画に記載した平成 26 年度の実施計画を着実に実施するとともに、予算要求に反映させること。

## **(6) 歳入歳出予算要求書の作成**

電算システムへの入力は、節・細節まで精緻な積算を行い、積算根拠を必ず記入すること。

## **2. 歳入に関すること**

### **(1) 市税**

税負担の公平を期するため、課税客体の掌握・徴収率向上に努めること。収納率向上、滞納整理の促進のためにも、収納目標を設定し、予算に反映させること。

### **(2) 使用料・手数料・財産貸付収入**

使用料等は、受益者負担の原則に立ち、各施設の維持管理経費や市民の使用頻度等を考慮し、積極的な見直しを行い適正な料金収入の確保を図ること。また、安易な減免措置は厳に慎み、使用料等を徴収していないものは早急に適切な見直しを行うこと。滞納整理の促進など、一層徴収努力を行うこと。

### **(3) 国・県支出金**

制度の動向を的確に把握するとともに、制度内容を十分に研究して、交付基準に基づいて計上すること。また、減収が見込まれる場合は、事業の縮小などによって対応すること。必ず電算システムに補助率を入力すること。(記載例 補助率 1/3、定額補助等)

### **(4) 地方債**

後年度の財政負担軽減のため、地方債借入額の縮減を検討すること。また、計上にあたっては、必ず行政経営課と協議を行うこと。上下水道事業に係る過疎辺地債は、本債と分けて見積ること。

### **(5) 新たな財源の確保**

遊休地の処分や企業広告など、新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

### **(6) その他の歳入**

適正な収入見込みのもとに計上し、増収に努めること。

## **3. 歳出に関すること**

### **(1) 報酬**

条例に基づき適正な額を要求すること。

### **(2) 賃金**

産休代替等特別な事情がある場合以外は原則認めないが、真に必要な場合は、現行措置分及び新規分を問わず、事前に総務課と協議し調整済となったものを要求すること。

### **(3) 報償費**

要綱などにより任意で設置している審議会等は、必要性、事業効果を含め見直しを行うこと。報酬条例にない委員会等の出席謝礼金は、開催回数や時間等を勘案し計上すること。計上にあたっては、金額を精査するとともに積算根拠(単価の根拠)を記入すること。

### **(4) 旅費**

出張の目的、効果、日程等を十分検討し、真に必要なものに限り要求すること。公用車使用の徹底を図るとともに、鉄道利用の場合は、JR 芸備線の利用促進の観点から市内の駅から乗降すること。なお、宿泊を伴う研修・視察は原則認めないが、真に必要な特別旅費は各課で計上すること。

### **(5) 需用費**

事務用品等消耗品は、安易に共用物品を請求することのないよう職員一人ひとりが節減に努めること。また、購入にあたっては単価等を厳選し、経費削減に努めること。

光熱水費及び燃料費は、使用量を把握するとともに、一層の経費削減に努めること。光熱水費及び役務費の電話料は、各施設に係る経費を積算欄に明記すること。

食糧費は、会議開催等に伴う弁当代は認めない。茶菓子代なども削減を図ること。

印刷製本費は、印刷物を極力簡素なものとし、作成部数等も必要最低限度とするなど経費節減を図ること。カラーコピーは極力避けるとともに、両面印刷を心掛け、大量印刷の場合はリソグラフ印刷機の使用を徹底すること。

修繕料は、1箇所当たりの修繕費が50万円未満の場合は需用費の修繕料に計上し、50万円以上の場合は工事請負費の維持修繕工事に計上すること。計上にあたっては、施設名、修繕内容、必要性などを明確に記載すること。

## **(6) 委託料**

調査研究や設計委託等は、職員の能力を最大限活用し、安易に委託を行わないこと。

施設等の維持管理業務委託は、委託の必要性を再度検討した上で、一括契約等により経費の節減を図ること。

指定管理者制度による指定管理料は、制度の趣旨を理解し、必要経費を積算するとともに管理状況等を厳密に精査すること。

## **(7) 投資的経費**

実施計画に計上しているものに限り要求すること（実施計画に未計上の事業は認めない）。事業効果等を十分に分析して適正な要求を行い、後年度に多額の負担が生じないよう留意すること。緊急度・重要度を勘案し「様式2 建設事業計画書」に優先順位を明記すること。

補助事業で市費負担が生じるものは、安易な受入れを厳に慎むこと。国・県の補助事業見直しによって廃止・縮減された事業は、市費による肩代わりは行なわないこと。

単独事業は、財源確保を検討すること。

## **(8) 経常的経費（10百万円以上のもの）**

財政推計で各部局が個別に予想した、年間で10百万円以上の計上見込みの経常経費については「様式8 10百万円以上経常経費調書」に要求額を記載し、特段の事情がない限り平成26年度の当該予想額を超えないよう留意すること。

## **(9) 負担金・補助及び交付金**

外郭団体への補助金等は、必要性を検証し、補助率や補助額の適正化を図ること。団体ごとに予算、決算及び活動状況等を分析し、厳正に審査すること。目的や対象等が類似するものについては統合を進め、既に目的を達成したと認められる場合は縮小・廃止をすること。新規及び増額計上は原則認めない。

## **(10) その他の歳出**

既存の行事（大会、イベント）等は、必要性を再検討し、見直しを行うこと。また、他部局と連携をとり、類似行事は統合するなど調整すること。

施設の維持管理は、計画的に行うこと。今後、老朽化施設及び類似施設の統廃合が必要であることから、施設の存在意義を含めた管理運営体制を検討すること。

#### **4. 特別会計に関すること**

特別会計についても、一般会計に準じて編成すること。法定繰入金(基準内繰入)以外の財源不足は、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、長期計画をもとに健全かつ安定的な運営に努めること。なお、公営企業会計(上下水道事業)は、独立採算制の原則及び経済性を十分認識し、事業を徹底して見直すなど、これまで以上に厳しく精査すること。また、計画的な加入促進目標等を設定するなど、より一層の収益の確保に努めること。

## 5. 提出書類に関すること

(1) 提出期限 平成 25 年 11 月 29 日 (金)

### (2) 提出書類

- ・ **予算要求書**【電算からの入出力帳票】
  - ・ 歳入予算要求書
  - ・ 歳出予算要求書 (事業総括)
  - ・ 歳出予算要求書 (事業説明)
  - ・ 歳出予算要求書 (明細)
- ・ **様式 1-1** 枠配分予算整理表
- ・ **様式 1-2** 要求 (査定) 総括表
- ・ **様式 2** 建設事業計画書 【位置図 (管内図) を添付】
- ・ **様式 3** 建設事業計画書 (個表) 【事業費が 1,000 万円以上の事業】
- ・ **様式 4** 単独補助金に関する調 【決算書及び予算書の写しを添付】
- ・ **様式 5** 補助事業対象調書【国費、県費補助充当事業 (ソフト事業を含む)】
- ・ **様式 6** 指定管理施設経費調書 【委託料明細書の写しを添付】
- ・ **様式 7** 講演会等に関する調書
- ・ **様式 8** 10 百万円以上経常経費調書
- ・ **その他** その他必要と認められる参考資料

※ 様式の掲載は省略

#### ○今後の予定

- ・ **市長 重点事業 事前協議 (オータムミーティング)**  
11 月 6 日、11 日 (予定)
- ・ **行政経営課 ヒアリング**  
12 月初～中旬
- ・ **副市長・企画振興部長 ヒアリング**  
1 月初旬
- ・ **市長 予算査定**  
1 月中旬